

議員提出第41号議案

神戸市外国人に対する差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例の  
件

神戸市外国人に対する差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例を次の  
ように制定する。

平成31年3月12日提出

提出者 神戸市議員

松 本 のり子	金 沢 はるみ	森 本 真
大かわら 鈴子	山本 じゅんじ	赤 田 勝 紀
西 ただす	味口 としゆき	今 井 まさこ
林 まさひと	朝 倉 えつ子	大前 まさひろ
吉 田 謙 治	大 澤 和 士	北 川 道 夫
壬 生 潤	藤 本 浩 二	向 井 道 尋
沖 久 正 留	菅 野 吉 記	軒 原 順 子
堂 下 豊 史	高 瀬 勝 也	徳 山 敏 子
藤 原 武 光	池田りんたろう	大井 としひろ
川 内 清 尚	川原田 弘 子	岩 田 嘉 晃
平 木 博 美	人 見 誠	永 江 一 之
あわはら 富夫	小 林 るみ子	浦 上 忠 文

神戸市外国人に対する差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例

多文化共生は今や人類の平和と繁栄を実現するための共通の課題であり、故に  
国籍、人種、文化、宗教などの違いをもって差別を助長し、扇動する行為を防止、  
解消することは人類共通の責務であるといえる。

多文化共生の果実はすでに私たち神戸市民の手元にある。すなわち1868年の  
開港以来、神戸は、諸外国から人々が来訪し、共に街を作り、仕事をし、神戸経  
済を発展させるとともに、独自の多文化共生の生活文化を生み出してきた。諸外  
国の人々との交流なくして今日の神戸の街は存在しなかったといっても過言では  
ない。

さらに近年、発展著しいアジアを中心とした海外からの観光客や留学生の増

加は、日本経済の成長に寄与している。また多くの業種、業界で人手不足が深刻な問題になっている中、その解消策の一つとして海外からの人材の導入に大きな期待がかかっている。

このような現況を見れば、諸外国の人々が安心して我が国を訪れ、また生活することのできる社会を構築しなければ、本市はもとより日本の社会が立ち行かなくなることは明らかである。

本市が平成28年3月に策定した神戸2020ビジョンでも、誰もが包摂され、その個性と多様性を尊重し、誰もが持てる力を発揮でき、支え合うことのできる社会づくりを目指していくことを規定している。

本市が世界に開かれた都市として、外国人に対する不当な差別的言動をはじめとするあらゆる差別を解消することはもとより、全ての市民がそれぞれの文化を尊重し合い、共に生きる社会を構築することは、市民経済の発展と市民福祉向上のために極めて重要であることから、その推進のためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、外国人に対する差別を解消するとともに、それぞれの文化を尊重し合い共に生きる多文化共生社会を構築するため、その取組について、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(相談体制の整備)

第2条 市は、外国人に対する差別に関する相談に的確に応ずるとともに、国又は関係機関との連携によりこれに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、相談体制の整備に努めるものとする。

(教育の充実等)

第3条 市は、国又は関係機関との連携により、外国人に対する差別を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第4条 市は、国又は関係機関との連携により、外国人に対する差別の解消の必要性について、市民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努める

ものとする。

2 市は、国籍や民族の違いを問わず、全ての人がお互いの違いを認め合う多文化共生社会を実現するという視点に立ち、多文化共生の基礎となる人権啓発を推進するよう努めるものとする。

(情報提供)

第5条 市は、外国人に対し我が国の社会生活に必要な情報を的確に提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第7条 市長は、毎年度、この条例に基づく市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 理 由

多文化共生社会の構築が市民の社会福祉向上のための最重要基盤の一つであることに鑑み、その実現と発展のため外国人に対する差別の助長・扇動を防止し、及び解消するに当たり、条例を制定する必要があるため。

## 条例（案）に関する神戸市の取り組み状況

### 1. 国の基本方針

#### (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年 12 月）

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

#### (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年 6 月）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

#### (3) 地域における多文化共生推進プラン（平成 18 年 3 月 総務省通知）

地方自治体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定にあたり、地域における多文化共生施策の基本的考え方として、①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生施策の推進体制の整備を示す。

### 2. 本市における主な取り組み

#### (1) 市の方針

##### ①「神戸 2020 ビジョン」（平成 28 年 3 月）

「若者に選ばれるまち+誰もが活躍するまち」というテーマのもと、施策「安心なくらしづくり」の中で、誰もが包摂され、その個性と多様性を尊重し、誰もが持てる力を発揮でき、支えあうことのできる社会づくりを目指した施策を進めていく。

##### ②第 3 次神戸市人権教育・啓発に関する基本計画（平成 28 年 3 月）

異なる価値観・文化を相互に認め、理解に努め、真に豊かな生活を送ることの出来る「ともに築く人間尊重のまち」をめざし、国籍や民族の違いを問わず、すべての人がお互いの違いを認め合う多文化共生社会を実現していく。また学校教育においては、自己実現の力の育成、共生の態度の育成、人権感覚豊かな学習環境の創造、家庭や地域との連携を柱に取組みを進める。

##### ③神戸市国際交流推進大綱（平成 28 年 3 月）

神戸市が国際都市としてさらなる発展を続けていくために、第 2 章「在住外国人支援・多文化共生による地域の国際化」において、「多文化共生を支える基盤づくり」「安全で安心な暮らしやすいまちづくりの推進」「互いに尊重しあえる地域社会の形成」を今後の指針とし、在住外国人支援策を実施する。

## (2) 具体的な取り組み

### ①相談体制

- ・人権救済制度などに関する情報提供を行う一般相談窓口や、各分野における専門相談窓口を設置し対応している。また、庁内での情報共有を行うとともに連携して対応している。
- ・学校園については、教育委員会事務局を通じ関係機関と連携を図りながら対応。
- ・神戸国際コミュニティセンターにおいて、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人市民に対し、多言語での生活相談や入国在留許可などの専門相談を実施。

### ②教育の充実

- ・異なる生活習慣や文化の違いを理解し尊重する児童生徒の意識を育むため、各学校園において多文化共生教育を推進。
- ・多文化共生教育推進校連絡会を開催し、講演会および推進校の授業公開や研修会を通して教職員の研修を実施し、実践成果を市内各校に発信することで、教育現場における多文化共生教育の質を向上。

### ③啓発活動

- ・5月の憲法週間、8月の心かよわす市民運動月間、12月の人権週間に重点的に啓発を実施。その中で外国人への理解を促すための講演会や市民講座、映画会、ポスターの掲示、ホームページでの啓発、人権啓発資料の配布等を行っている。
- ・多文化共生に関する相互理解を深めるため、国際交流フェアや多文化交流フェスティバルなどの交流事業を開催。

### ④情報提供

- ・(公財)神戸国際協力交流センターのホームページで日本での生活文化や制度についての情報を提供しているほか、外国人が区役所で転入手続きを行う際、多言語による「防災カード」やごみと資源の出し方・分け方のちらし等の提供などを実施。

## 【参考】

### ①在住外国人数（各年12月31日時点）＊国籍別上位3ヶ国を記載

平成28年 45,063人（韓国又は朝鮮 17,646 中国 14,260 ベトナム 4,729）

平成29年 46,790人（韓国又は朝鮮 17,246 中国 14,611 ベトナム 5,974）

平成30年 48,067人（韓国又は朝鮮 16,835 中国 14,760 ベトナム 6,978）

### ②人権推進窓口における相談件数（外国人の人権に関するもの）

平成28年度 9件

平成29年度 3件

平成30年度（～12月） 1件

### 3. 政令指定都市の条例の制定状況

#### (1) 外国人に対する差別の解消

大阪市「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」(平成 28 年 7 月 1 日全面施行)。

市としてヘイトスピーチを許さないという姿勢を明確に示し、ヘイトスピーチからの市民等の人権擁護と、その抑止を図る。

#### 【参考】

東京都「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」(平成 30 年 10 月 15 日公布, 平成 31 年 4 月全面施行予定)

性的マイノリティ, ヘイトスピーチに関する人権尊重の理念実現のための条例を制定。

#### (2) 多文化共生条例

横浜市「横浜市国際平和の推進に関する条例」(平成 30 年 6 月 15 日)

第 6 条において, 多様な文化的背景を持つ人々が互いに文化及び慣習を尊重しつつ, 共に生活していく地域社会の形成に努める, と規定。

#### 【参考】

政令指定都市のうち 18 都市においては, 多文化共生に関する計画・指針を策定している。(策定なし: 仙台市, 福岡市)